

小林市生産性穂木採取要綱

令和4年11月1日

小林市農業振興課

(趣旨)

第1条 この要綱は、小林市が所有する山林(以下「市有林」という。)における穂木の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「穂木」とは、市有林に植栽されている林木で採取できる枝のことをいう。

(対象者)

第3条 穂木の採取を申請できるもの(以下「申請者」という。)は、市内に住所を有する林業事業所及び樹苗業者または団体で市税等の滞納がないものとする。

(条件)

第4条 採取した穂木は、市内山林に植栽するものとする。ただし、事情があるときはこの限りではない。

(申請及び許可)

第5条 申請者は「穂木採取申請書(別記様式第1号)」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項により申請された事項に問題がないときは「穂木採取許可書(別記様式第2号)」により通知する。

(実績報告)

第6条 申請者は、穂木の採取完了後は速やかに「穂木採取実績報告書(別記様式第3号)」を市長に提出しなければならない。

(確定)

第7条 市長は、前条による実績の報告があったときは「確定通知書(別記様式第4号)」により通知する。

(留意事項)

第8条 申請者は、事業を実施するときは下記の事項を遵守すること。

- (1) 採取する林木の成長を妨げない範囲を採取すること
- (2) 採取後に山林及び林道等を破損したときは原状復旧を行うこと
- (3) 申請内容に変更が生じたときは速やかに報告すること
- (4) 虚偽の申請及び報告が発覚したときは許可を取り消し、以後、市有林での採取に関する許可はしない
- (5) 第5条第2項に規定する「穂木採取許可書(別記様式第2号)」は5年間保管すること

2 申請書を提出した時点で、前項の留意事項に同意したものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。